

「二次性骨折予防継続管理料 3」の算定について

当院では、骨粗鬆症の治療による二次性骨折の予防を推進するため、該当患者さまへ「二次性 骨折予防継続管理料 3」を算定しています。骨粗鬆症を有する大腿骨近位部骨折を発症し入院治療を行い、二次性骨折予防継続管理料 1 を算定されていた患者さまであって、外来において継続的に骨粗鬆症に関する評価及び治療を実施された方へ、1 年を限度として月に 1 回限り外来において 500 点の「二次性骨折 予防継続管理料 3」を算定しています。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和 8 年 6 月 1 日
医療法人平野整形外科
院長 平野健一